

議案第 27 号

麻生区内都市計画道路尻手黒川線道路築造（トンネル）工事請負契約の  
変更について

麻生区内都市計画道路尻手黒川線道路築造（トンネル）工事請負契約（令和  
5年10月13日議決、令和7年7月2日市長の専決処分にて契約金額の変更  
及び令和8年1月7日市長の専決処分にて完成期限の変更）の一部を次のよう  
に変更する契約を締結する。

令和 8 年 2 月 12 日提出

川崎市長 福田 紀彦

4 の契約金額「3, 051, 034, 800 円」を「4, 055, 606,  
500 円」に変更する。

## 参考資料

### 1 麻生区内都市計画道路尻手黒川線道路築造（トンネル）工事請負契約の締結について（令和5年9月4日提出、令和5年10月13日議決）

1 工 事 名	麻生区内都市計画道路尻手黒川線道路築造（トンネル）工事
2 工 事 場 所	川崎市麻生区片平2丁目23番地先
3 契 約 の 方 法	一般競争入札
4 契 約 金 額	2, 783, 000, 000円
5 完 成 期 限	令和8年3月31日
6 契約の相手方	横浜市西区北幸二丁目8番19号 西松・森本共同企業体 代表者 西松建設株式会社 代表取締役社長 高瀬 伸利 構成員 株式会社 森本組 代表取締役社長 横尾 徹

### 2 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について（令和7年7月2日専決処分、令和7年9月1日提出）

市長の専決事項の指定第4項による専決処分

変更前契約金額	2, 783, 000, 000円
変更後契約金額	3, 051, 034, 800円

3 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について（令和8年1月7日専決処分、令和8年2月12日提出）

市長の専決事項の指定第4項による専決処分

変更前完成期限 令和8年3月31日

変更後完成期限 令和9年4月30日

4 変更理由

工事の進捗に伴い、当初想定よりも脆弱な地盤であること及び湧水量が多いことが判明し、掘削補助工法による施工本数の変更が生じたため、契約金額の変更を行うもの